

第 64 回 男女共同参画会議 女性に対する暴力に関する専門調査会
議 事 録

(開催要領)

- 1 日 時 平成 24 年 4 月 23 日 (月) 10 : 30 ~ 12 : 30
- 2 場 所 中央合同庁舎第 4 号館共用第 1214 特別会議室
- 3 出席者

会長	辻村 みよ子	東北大学大学院教授
委員	小木曾 綾	中央大学大学院教授
同	木村 光江	首都大学東京教授
同	竹信 三恵子	和光大学教授
同	種部 恭子	女性クリニック W e 富山院長
同	林 陽子	弁護士
同	原 健一	佐賀県 D V 総合対策センター所長
同	平川 和子	東京フェミニストセラピィセンター所長
同	森田 展彰	筑波大学大学院准教授
同	番 敦子	弁護士
同	山田 昌弘	中央大学教授

(議事次第)

- 1 開会
- 2 関係省庁からのヒアリング及び意見交換
 - (1) 第 3 次男女共同参画基本計画「第 2 部 第 9 分野 3 性犯罪への対策の推進」の取組状況
 - (2) 「専門調査会 (第 5 5 回 ~ 第 6 3 回) において出された意見」及び「専門調査会において出された意見の整理 (未定稿)」について関連する取組や意見
- 3 閉会

(配布資料)

- 1 専門調査会 (第 5 5 回 ~ 第 6 3 回) において出された意見
- 2 専門調査会において出された意見の整理 (未定稿)
- 3 内閣府発表関係資料
- 4 警察庁発表関係資料
- 5 法務省発表関係資料
- 6 文部科学省発表関係資料
- 7 厚生労働省発表関係資料
- 8 第 6 3 回女性に対する暴力に関する専門調査会議事録

(議事録)

○辻村会長 おはようございます。ただいまから、第 64 回の「女性に対する暴力に関する専門調査会」を開催させていただきます。

本日は、根本委員から御欠席の御通知をいただいておりますけれども、そのほかは、阿部委員が遅刻される可能性があるということでございます。

さて、4月の人事異動で、これまでの暴力対策推進室の担当の方がいずれも異動になりました。新しい室長の畠山さんから簡単に御紹介お願いいたします。

○畠山室長 皆さんおはようございます。4月1日から、暴力対策推進室長を拝命いたしました畠山と申します。よろしくをお願いいたします。

また、併せまして、当専門調査会を担当しております事務の者も変更になっております。1名、4月1日から担当しております江尻です。

いろいろ不手際等あるかもしれませんが、何とぞ御容赦ください。ありがとうございました。

○辻村会長 それでは、本日は、関係省庁から、第3次男女共同参画基本計画の第2部の第9分野の3、性犯罪への対策の推進及び専門調査会において出された意見について、関連する取組や意見を関係省庁から発表していただくことになっております。発表内容について意見の交換は、すべて最後にまとめてしたいと考えております。

最初に、内閣府の男女共同参画局の方から資料の説明等をお願いいたします。

○畠山室長 それでは、内閣府の方から御説明させていただきます。

内閣府男女共同参画局と共生社会政策担当の犯罪被害者対策の担当、2つの資料がございます。男女共同参画の関係の御説明資料は資料3-1及び3-2でございます。3-3につきましては、犯罪被害者等施策推進室の方で後ほど御説明いたしますけれども、委員限りの資料という整理にさせていただいております。また、当日回収ということで、是非お席に置いてお帰りいただきたいをお願いしておきたいと思っております。

それでは、私の方から資料3-1、3-2につきまして御説明させていただきます。内閣府男女共同参画局が先日公表しました、平成23年度に行った男女間における暴力に関する調査の結果が資料3-1でございます。その次でございます資料3-2がその概要版となっております。これまで平成11年度から3年ごとにアンケート調査を実施しており、過去の調査も踏まえ、国内の男女間における暴力の実態を把握するものとなっております。

中は3つの構成になっておりまして、1つが、DVに遭ったかどうかという調査で、2つ目が、交際相手からの被害に遭ったかどうかの調査、3つ目が、これは女性だけですけれども、異性から無理やり性交された経験があるかどうかの調査ということになっております。この専門調査会に關係の深い部分としましては、すべて關係ございますけれども、特に關係の深い部分としましては、資料3-1の47ページでございますけれども、異性から無理やり性交された経験を持つ女性というのが7.7%というデータでございます。数といたしましては、前回の調査が7.3%ということでございまして、それが今回7.7%となっております。

その後、48ページを御覧いただければと思っておりますけれども、その中で加害者につきましては、面識のある者が76.9%、4分の3以上という結果が出ております。

それから、次に52ページを御覧いただきますと、その被害を誰にも相談しなかったという割

合が 67.9%という割合になっておりまして、その理由、様々ですけれども、最も多かったものが、恥ずかしくて言えなかった、次ぎまして、そのことについて思い出したくなかったからというものでございました。

一方で、相談したという割合は、52 ページにございますとおり、28.4%ということで、その相手は、53 ページにありますけれども、友人・知人が 18.7%と最も多く、警察に相談したのは 3.7%というデータでございます。

なお、今回の調査につきましては、先ほど申し上げましたとおり、DVの被害状況等の調査も行っておりまして、これによりますと、女性の中の 3 分の 1 の方が被害を受けられた経験があるということで、この数字は前回とさほど大きく変わっておりませんが、やはり 3 分の 1 の方が経験されているというデータもございます。

そうした方で、相談した割合ということにつきましても、いまだ 40%ぐらいの方がどこにも相談してないというようなデータも出ておりまして、我々といたしましては、このような結果を踏まえまして、被害の多くは潜在化していること、このため、DVもそうですけれども、性犯罪被害につきましては、警察、医療機関等の関係機関がより一層連携を強化し、被害を潜在化させず、支援を受けられる体制づくりを進めていくことが改めて課題として明らかになりました。本専門調査会でもこのような観点から御議論いただいていると認識してございます。

続きまして、内閣府の男女共同参画局としての性犯罪被害者支援体制につきまして説明させていただきます。地方公共団体が設置している男女共同参画センターは、それぞれの地域の最も身近なセンターとしてさまざまな事業展開をしております。女性のための相談、あるいは男女共同参画全般の相談を行っているところも数多くございます。相談の中にも性犯罪被害に関係するものがあり、その相談対応は・・・。

○辻村会長 これは、どの資料ですか。

○畠山室長 すみません。この部分につきましては、読み上げのみで、資料はございません。失礼いたしました。続けさせていただきます。

相談内容は、被害申告を前提とはしておりません。性犯罪の捜査機関である警察とはまた異なった意義を持ち、相談窓口としての受け皿になると考えております。平成 22 年度には、相談員の育成を図ることを目的として、男女共同参画センター等の相談員向けに、性犯罪被害者の相談を受けるための研修を全国 3 か所で実施しました。研修プログラムは男女共同参画センターにおける性犯罪被害に関する基本的知識の習得に重点を置くものとし、具体的には、性犯罪被害の実態、心身への影響の理解、支援に必要な公的制度、性犯罪被害者への相談内容などの内容です。

平成 23 年度には、相談体制の整備促進を目的とし、都道府県、政令指定都市、男女共同参画主管課長及び同男女共同参画センター長を対象とした性犯罪被害者支援体制整備促進に係る課長等会議を開催しました。この研修では、性犯罪被害者の相談にも対応できるようにするよう働きかけを行うとともに、相談体制を整備していく上で押さえておくべき事項等について情報提供しました。例えば先進的に性犯罪被害者の相談を行っている男女共同参画センターとの取組事例報告、被害直後の医療的な支援、通報しない要因、何年も前の被害に苦しむ被害者の精神的支援に関する講義を行いました。今年度も研修事業を予定するなど、これまで十分な支援を受けられてこなかった性犯罪被害者に対して必要な支援を提供できるよう引き続き施策に取

り組みます。

以上が、当局での研修事業等の取組状況でございます。

以上で、内閣府男女共同参画局からの説明を終わります。

○辻村会長 ありがとうございます。最初に資料3-1と2に基づいて御報告くださいました調査報告書の件は非常に重要な内容を含んでいると思います。これについての質疑等も全部最後の時間帯にまとめて行いたいと思いますので、何かありましたら、そのときをお願いいたします。

それでは、次は内閣府の共生社会政策担当の中の犯罪被害担当から御報告をお願いいたします。これが資料3-3でございます。

○内閣府 内閣府の共生社会政策の犯罪被害者等施策推進室の参事官の池田と申します。よろしくをお願いいたします。

資料3-3につきまして御説明申し上げます。資料3-3は、当室の方でとりまとめました性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター開設・運営の手引に関するものでございます。残念ながら、まだこれは手引が出ていないものですから、当日回収という形で資料配付させていただきました。第2次犯罪被害者等基本計画にこの手引をつくってワンストップ支援センターを設置促進するようという項目がございます。これの履行になります。

この手引をつくる目的といたしましては、ワンストップ支援センターの開設を検討している地方公共団体や民間団体等に幾つかの現実的なモデルを示して開設・運営に役立つ情報やノウハウ等を提供して、活用できる資源、地域の実情に応じたワンストップ支援センターをつくっていただく、それを設置推進していくという目的が1つ。もう一つは、そういったワンストップ支援センターの設置運営主体となり得るだけではなくて、実際に協力の主体となっている関係機関や団体、これは地方公共団体、病院、民間団体、警察、弁護士、カウンセリング機関等様々ございますが、これらの中でワンストップ支援センターとは何ぞやという共通理解を持っていただく。そして、相互の連携協力の密度を上げていただく。これが最終的にはワンストップ支援センターという形につながっていく環境が整えられるのではないかと。それが手引の作成の第2番目の目的でございます。

では、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターとは何かということ、手引の中では、まず、何のためにこのセンターを設置するのかという設置の目的を掲げました。これは、性犯罪・性暴力被害者に対して被害直後から総合的な支援を可能な限り1か所で提供することによって、被害者の心身の負担を軽減する、健康を回復する、警察への届け出を促進する、被害の潜在化防止を図る、こういったことが挙げられるであろうということでございます。そして、ワンストップ支援センターが、では、どのような被害者を対象としていると念頭に置くべきか、というのは、強姦、強制わいせつ、これは未遂とか致傷も含まれますけれども、こういった性犯罪の被害に遭ってからおおむね1～2週間程度の急性期の被害者を念頭に置いております。性犯罪と申し上げましたが、警察への届け出の有無にかかわらずということをお前提としたいと思っております、それもありまして、「性犯罪・性暴力被害者」と名称をつけてございます。

そして、可能な限り、子どもも対象とする。そして、こういった定義から漏れてしまったとしても、上記以外の被害者から関連するような相談を受けた場合には、できるだけ必要な支援

を提供可能な関係機関団体につなげてあげる、そういう情報提供を行うというようなことを考えております。

このワンストップ支援センターの核となる機能、先ほど総合的な支援を提供すると申し上げましたが、コアとなるものを2つ考えてございます。1つは、支援のコーディネート、相談。これは、被害者が電話や来所による相談を持ちかけてきたときに、できるだけ親身に寄り添い、被害者の状態、ニーズを把握する、そして、支援の選択肢を示し、適切な機関につなげていく、コーディネートしていくということでございます。

もう一つの核というのが産婦人科の医療でございます。これは救急の医療というものも当然含まれますが、継続的な治療が必要になる状況もあろうと思えますし、また、警察に直接被害届けを出さない被害者に対しては、将来の被害届けを出すためのために証拠採取等を行うということでもあります。

この手引作成に当たりまして、わが国にはワンストップセンターの先行事例として2つございましたので、この2つにつきまして勉強させていただきました。

1つは、性暴力救援センター・大阪、これは通称SACHICOと呼ばれている、阪南中央病院内に設けられている、全く民間によって設立・運営されておりますセンターでございます。もう一つが、ハートフルステーション・あいち、これも病院内に設置されているものでございますが、愛知県警の方で設置・運営に当たっているものでございます。

そして、手引の中では、先ほども申しましたように、ノウハウといいますか、必要な情報を考えていただくポイントなどをリストアップしてございます。それは、例えば産婦人科を有する病院の確保に当たってはどのようなことを配慮したらよろしいか、実際、病院を確保した上で、病院の中でうまくこのワンストップセンターを回していく上でどんなことに配慮していただいたらよろしいのかというようなことをリストアップしてございます。

あるいは、関係機関、団体等とのネットワーク構築に関すること、具体的連携に関する合意形成。実際にセンターを立ち上げて、どういったことをやるのだというのが関係機関内で共通認識ができていないと結局ポシャってしまうということもございますので、具体的連携に関する合意形成をきっちりあらかじめつくっておきましょう、あるいは人員体制の確保をどのように考えておいたらいいのか、それぞれの機関において、マニュアル、業務に必要な各種書類等を整備する必要がある。どんな書類が必要になってくるのか、あるいは情報管理体制の整備、あと、このセンターがあるということ自体の広報、それから、もちろん、関係機関、職員の研修の実施、そして実際に支援に当たられている支援者、医師、看護師等のメンタルケアの必要性などについても言及してございます。

一番のネックになります開設・運営の経費の部分についても一応言及しておりまして、特にSACHICOやあいちなどでどのような体制でやっているかというのを参照として見ていただくというのもございますが、活用し得る助成金等ということで2点挙げてございます。

若干具体性には欠けているのですけれども、1つは、今後、預保納付金と言って、振り込め詐欺の口座で凍結して、被害者に返した後の残った残金につきまして犯罪被害者支援団体への助成に使えるように省令が変わってございます。ただ、これは直接まだ運営が始まっているわけではないですが、将来的にはこの助成金への申し出ということが考えられるのではないかと考えてリストアップしてございます。あとは、引き続き民間助成団体による助成というところ

を考えてございます。

以上でございます。

○辻村会長 ありがとうございます。御質問もあるかと思いますが、これも質疑はまた後ほどにさせていただきます。

それでは、次は警察庁、お願いいたします。

○警察庁 警察庁の生活安全企画課長でございます。

資料4-1をごらんいただきます。ここに子ども女性安全対策班というもののイメージ図を書いてございます。これは平成21年の4月からの設置でございます。これは全国に設置ということでございますが、最初にこの背景を申し上げます。

直前の10年間、平成10年と平成20年を比較いたしますと、強制わいせつにつきましては、4,251件から7,111件と1.7倍に認知が増加しておると。それから、同じように、公然わいせつにつきましても、1,250件から2,361件と、これは約1.9倍に増加していると、こんな状況にございました。

そういった中、これは皆さん御記憶ないかもしれませんが、奈良県、これも性犯罪前歴者によります、いわゆる女兒の殺害事件がございました。非常に大きな反響を呼んだ事件でございます。こういったことを踏まえて、ではどうすればいいかということにつきまして、いろいろ検討いたしました。

1つ出てきた結論は、前兆事案の段階からきちんと押さえ込みにかかろうということでございます。それで設けられたのが子ども女性安全対策班でございます。ここに書いてございますように、前兆事案、ですから、この段階ではまだ犯罪にはならない、声を掛けるだけ、つきまとうだけという状況でございますが、この段階でいろいろ情報を集める。届けていただく。いただきますと、こちらの方で分析いたしまして、行為者を絞り込む。それに基づきまして、今度は、よう撃、これは迎え撃つということでございます。迎え撃って確認する。これかなと思えば、これに職務質問するというので、相手方の人となりといいますか、人定を確認する。それに基づきまして、その行為の程度によりまして、いわゆる警告というものを行う。場合によって、犯罪になるものであれば、非常に軽い罪の場合も多うございますが、これは検挙するという形で対応するということでございます。

こういった形で、これは平成23年でございますが、全国で、今申し上げた指導・警告、こういったものが大体2,045件という件数でございます。これはお渡しした資料には書いてございません。それから、性犯罪の検挙は1,354件。これぐらいの活動を行っているということでございます。

次に、資料4-2でございます。ここには電車内の痴漢対策が書いてございます。電車の痴漢対策につきまして、数字が書いてございますように、非常に高い水準。もちろん、これは十分に暗数があるということでございますけれども、高い水準で推移している。やはり電車内が非常に多い、看過できないものが多い。恐らく相当の暗数があるだろうと理解してございます。

こういったことを踏まえまして、警察庁におきましては、平成23年の3月に、有識者等による「電車内の痴漢撲滅に向けた取組みに関する報告書」というものをとりまとめてございます。これに基づきまして、関係機関、とりわけ電車、鉄道事業者でございますが、これと連携いたしました広報啓発活動等を推進しているということでございます。これに加えまして、国民に

よく理解していただくということになりますので、平成 23 年中につきましては、6 月と 10 月、この期間に、非常にラッシュがある都道府県、警視庁、東京、埼玉、千葉、神奈川、この 4 都府県で一斉の取締りというものを行う。この結果、84 件 84 名の検挙ということでございます。

更に、首都圏だけということに限りませんので、(2) のイに書いてございますように、10 月 24 日から 28 日までの間でございますが、京都は少し時期がずれてございますが、西の方、愛知、京都、大阪、兵庫といったところにおきまして、幅広い啓発活動ということで、痴漢の撲滅イベントでありますとか、痴漢防止教室の実施でありますとか、啓発チラシの配布。これに加えまして、検挙活動を含めまして、86 件 86 名の検挙をしておるということでございます。

※印に書いてございますように、どうしてもこの手の取組は事業者の協力が非常に重要でございます。例えば JR の場合ですと、電車内にカメラを取り付けるという取組もございました。あるいは、ホームで、取り締まりをしておりますというアナウンスをしていただく、こういったことで抑止するということを現在進めているということでございます。

それから、資料 4-3 でございます。これは性犯罪の現在の検挙状況、認知状況についての資料でございます。強姦、強制わいせつ、それぞれ数字がございます。数字は見てのとおりでございますが、先ほど申し上げましたように、強制わいせつにせよ、強姦にせよ、やはり暗数がかなりあるということでございますので、この数字をもって直ちに増えているとか減っているとか、こういうことは言えないのではないかと理解してございます。

下の方に、我々が行っております取組の中身が書いてございます。1 つは、性犯罪捜査指導官ということでございます。現在、全国で 55 名でございます。それから、その指導官の下にいる係でございますが、これは去年の 4 月現在でございますが、295 名ということで、性犯罪に特化した捜査官、こういったものでよく取締りできるようにするということでございます。

併せまして、女性が被害者になる場合がほとんどでございます。そういった場合に、女性の警察官がその捜査に当たる必要があるという観点から、現在、性犯罪指定捜査員という形で女性警察官を指名しております。これにつきましては、6,494 名という形の体制をとってございます。

それから、犯罪の被害者相談窓口の設置でございます。各都道府県におきましては、女性警察官が対応する、ここがポイントであります。女性警察官等が対応する性犯罪被害 110 番、こういった相談電話を設けるということ。あるいは、直接面と向かってお話を聞かせていただく性犯罪被害者相談コーナーなどを設置するというで、これにつきましては、平成 23 年中、昨年中でございますが、5,571 件という形の受付をしております。

なお、こういったものにつきましても、やはり広報が重要でございます。ということで、警察庁におきましてはホームページにおいて相談電話の、これは普通の回線でございますが、その番号を広報するという形をしております。

それから、下の 2 つでございますが、性犯罪における証拠採取の問題でございます。これにつきましても、被害者の方になるべく御負担が少ないようにということで、例えば着替えの整備をするであるとか、なるべく女性医師にお願いするという形の対応、それから産婦人科医師会とのネットワークをつくる、こういった形の対応をしているということでございます。

更に、これは全部ではございませんが、緊急避妊であるとか人工妊娠中絶、初診料、こういった費用の公費負担による、いわゆる負担の軽減ということをやっております。現在、性

犯罪被害者に関する緊急避妊等予算額といたしまして1億900万円、これは平成24年度補助金でございますが、こういったものを処置するというところでございます。

警察庁からは以上でございます。

○辻村会長 ありがとうございます。それでは、これにつきましても、また質疑は後ほどさせていただきますと思います。先に進んでよろしいでしょうか。

次は、資料5-1以下に基づきまして法務省の方からよろしく願いいたします。

○法務省 法務省の官房参事官の柿崎でございます。どうぞよろしく願いいたします。

資料は一部分になっておりまして、口頭での説明が中心になりますので、よろしく願いいたします。

まず、当省の性犯罪への対策の推進の取組状況ということでございますが、まず、性犯罪への厳正な対処等ということにつきましては、検察当局において強姦罪等の関係諸規定を厳正に運用して適正な性犯罪捜査を推進するとともに、適切な科刑の実現に努めているという状況でございます。これは、昨年、第61回の調査会におきまして、強姦罪の見直しなど性犯罪に関する罰則の在り方等の検討の状況については御説明したところですので、今回はその説明の方は割愛させていただきます。

次に、精神面の被害への適切な対応ということで、検察職員に対して、採用時及び経験年数等に応じて受講が義務付けられている各種の研修の場面において、性犯罪に遭われた児童であるとか女性の方々に対する配慮といったものに関わる研修等を実施しているところでございます。

次に、被害者の方への支援・配慮等という点で申しますと、当省としても、この取組は非常に重要と認識しておりまして、例えば臨床心理士等によるカウンセリング費用の公費負担の検討といったようなテーマにつきましては、犯罪被害者等施策推進会議のもとで開催されております検討会の方に参加させていただいて検討を行っている状況でございます。

また、被害者連絡等の推進ということでは、ちょっと古い話で、御承知のことかと思いますが、平成11年の4月から、検察庁におきまして、被害者、その他の刑事事件関係者に対して、事件の処理結果、公判の期日、あるいは刑事裁判の結果等をお知らせする制度を全国統一の制度として運用を開始しております。

平成13年の3月からは、被害者等の方々からの希望をいただいた場合に、加害者の出所情報をお知らせするというのも加えて実施しているところでございます。

さらに、平成19年12月からは、検察庁、刑事施設、地方更生保護委員会及び保護観察所が連携いたしまして、被害者等の方々のお希望に応じて、刑事裁判確定後の加害者の受刑中の処遇状況に関する事項でありますとか仮釈放の審理に関する事項、あるいは保護観察中の処遇状況に関する事項といったものの通知を行っております。

これは少年についても同様でございますが、少年の審判において保護処分を受けた加害少年につきましても、同様に、少年院、地方更生保護委員会及び保護観察所の連携のもとで、御希望に応じて、少年院在院中の処遇状況に関する事項や仮退院の審理に関する事項、保護観察中の処遇状況に関する事項等の通知を行っているところでございます。

また、最後に、加害者に関する対策の推進等ということでは、1つには、総合的な再犯防止対策の推進ということがございますが、先ほど警察庁の方からの御説明で、奈良の事件という

ものがあつたわけですが、その発生も受けて、平成 17 年の 6 月からは、警察庁に対して、13 歳未満の子どもを対象とする暴力的性犯罪を犯して刑事施設に収容されている受刑者や仮釈放者等についての仮釈放予定日や刑の終了日、あるいは帰住予定地等の情報提供といったものを実施しているところでございます。

その後、昨年 4 月からは、警察庁において更に取組を強化するということでもございまして、法務省におきましても、これに対し、対象者の刑事施設及び保護観察所における、後ほど説明に出てまいります、いわゆる処遇のプログラム、性犯罪者に対するプログラムの受講状況についての情報の提供でありますとか、あるいは刑事施設入所中の対象者に対して、そういう情報提供制度があるということについて、本人に告知や説明をしっかりと行うという取組。さらには、帰住先が必ずしも明らかでない者がおりますと、この通知制度でも対応しかねるわけですので、できる限り釈放前の段階で、どこに帰住していくのかということについて聞き取りを行うといった取組をしてきているところでございます。

その他の加害者対策の推進という観点では、法務省におきましては、平成 17 年度に、精神医学や心理学等の専門家を構成員とする性犯罪者処遇プログラム研究会といったものを開催しておりまして、この研究会での検討をもとに、刑事施設における性犯罪再犯防止プログラム、あるいは保護観察所における性犯罪者処遇プログラムといったものを策定し、平成 18 年度から実施しているところでございます。

お手元の資料の 5-1 が、まず刑事施設における「性犯罪再犯防止指導」プログラムの内容になります。いずれも、法務省で行っておりますプログラムというのは、諸外国におきまして性犯罪の再犯防止に効果が認められている認知行動療法の考え方を活用したものとなっております。個々の対象者につきまして、性犯罪に結び付いた要因を幅広く検討し、特定させた上で、その要因のリスクの低減を図りまして、再犯を防ぐための具体的な手段を考えさせて、自己統制のために必要な技術を身に付けさせるといったプログラムの内容になっております。

この 5-1 を御覧いただきますと、刑事施設で実施している防止指導というプログラムは、刑事収容施設法によりまして、現在はその対象者に対し受講を義務付けております。本科実施庁という枠囲みの中の 2 つ目の○がございまして、本年度におきましては、川越少年刑務所と奈良少年刑務所を推進基幹施設とした上で、全国 19 の施設におきまして、対象者をそこに集めてプログラムを実施するというようにしております。

また、その 3 つ下の○に指導密度という記載がございまして、指導密度といいますのは、性犯罪につながる問題性、リスクの程度に応じまして、高密度、中密度、低密度と 3 つのプログラムを設定しております。例えば高密度のプログラムにおきましては、週 2 回の実施で約 8 か月間の受講をするといった期間で行うこととなります。当然、中密度、低密度になるにつれて、6 か月、あるいは 3 か月と期間が短くなっていくこととなります。

プログラムの概要はここに記載してあるとおりでございまして、詳細な説明は割愛させていただきますが、平成 18 年度から実施して、昨年末まで 5 年余りの期間で、累計で 2,375 名の者に対しましてプログラムを実施しております。今後もこういった処遇プログラムを一層効果的に実施するように、効果の検証を行いながら検討を行っていくこととしております。

また、この資料には記載がございませんが、昨年も一部、森田委員の方から御発言をいただいたところでございますが、性犯罪の再犯防止プログラムのほかに、暴力といった問題を抱え

る者に対する暴力の防止プログラムといったものも、試行的な取組として、森田委員にも協力いただいた上で開発を行っているものを、全国の2施設におきまして、現在、試行的な実施をして、その検証を行った上で今後の展開を考えているという状況でございます。

資料を1枚おめくりいただきますと、社会内処遇で保護観察所が行っております性犯罪者の処遇プログラムの概要でございます。コア・プログラムという欄が大きく真ん中に記載がございますが、このコア・プログラムを中心として、面接や家庭訪問によって生活実態把握と指導を行う指導強化プログラムでありますとか、更にその下にありますような、犯罪者の家族をサポートする家族プログラムといったものなどの実施によって構成がなされています。

これらのプログラムにつきましては、保護観察中の遵守事項ということで受講を義務付けておりまして、保護観察官が集団を編成して、あるいは個別に実施しているという形になっております。

プログラムの実施状況ですが、記載はございませんけれども、平成18年から昨年末までの累計で、仮釈放者につきまして2,463名、保護観察付執行猶予者については1,364名の合計3,827名に対して実施しているといった状況になっています。こういったプログラムの実施については、いずれも効果を検証しつつ、更に調査研究を行って、今後とも効果的かつ総合的な再犯防止対策を進めてまいりたいと考えております。

取組についての説明は以上でございますが、もしよろしければ、これに引き続きまして、資料1にあります、専門調査会、55回から63回までに出されている意見等の関係で発言をさせていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

○辻村会長 はい。時間はございますので、どうぞ。

○法務省 資料1の方を御覧いただき、これは53回から63回までの意見ということですが、この関係で若干コメントさせていただきたいと思っております。

1ページ目のところで、14行目、アの①の上から2つ目の○を御覧させていただきたいと思っております。これは林委員からの御発言ということの記載でございます。具体的には、「逆に、制度がなければ、そういう弁護活動は不可能になるため、被害者が取消しの選択を迫られることはなくなり」という記載でございますが、これは、全体の文脈では委員の御発言の趣旨がより明らかかと思うのですが、これだけを見ますと若干誤解があり得るところかということでコメントさせていただきます。

告訴は、親告罪とされていない犯罪におきましても、当然ながら、広く一般に行われるということでございまして、例えば警察の平成22年の犯罪という統計によれば、詐欺罪の場合に、警察認知のうち735件が告訴によるものということで、もちろん、そういう事情にあるわけです。司法警察委員が告訴を受けたときは、速やかに検察官に送付しなければならないということでございまして、強姦罪等の性犯罪以外の犯罪においても告訴がなされた場合には、弁護人ないし加害者が当該告訴の取消しを目指して活動するということが当然に考えられるということになります。

非親告罪である、例えば強姦致傷の場合でありましても、不起訴となるように被害者に対して示談を求めるといった弁護活動は現になされている状況でございます。

委員の御指摘は、強姦罪等の性犯罪が親告罪であるといったことで、特にそういうことについての趣旨の御発言であるということですが、念のために申しますと、仮に強姦罪等の性犯罪

が非親告罪化されたとしても、今のような状況から被害者が告訴を行うことはもちろん可能でございまして、それに対して告訴を取り消すことを目指す弁護活動がなくなるということでは必ずしもないかと考えております。

次に2点目でございますが、その2つ下の○の下の方の記載で、同じく林委員からのところで、「この問題について検討・対応していくことがこの調査会の役割である」といった記載がございまして。ここのところで申し上げたいのは、もちろん、御案内のとおりであるのですが、当然、この専門調査会におきましても調査権限を行使する中でこういったことについて十分に御審議いただくことは重要と考えておりますが、仮に、御発言のうち、この記載の部分で検討・対応といったところの意味することが必ずしも明らかではないということございまして、仮に刑事法その他法務に関する基本的な事項を調査審議するといった内容を含むということでありまして、その部分は、法務省組織令におきまして法制審議会の事務とされているところと若干重なる部分があるということですので、その点については念のため確認させていただきたいということでございます。

3点目でございますが、このページの一番下から10行目、その一つ下の○になります。具体的な部分としては、「16歳、17歳は子どもであるから、子どもと結婚してはいけない、18歳未満の婚姻は性的暴力であるとの見方が国際社会では有力」といったところでございます。これも言わずもがなの御指摘で大変恐縮ですが、例えば平成20年12月の国立国会図書館の調査等によりますと、親の同意など一定の要件を満たす場合に18歳未満の婚姻を認めている国として、例えばイギリス、アメリカ、ドイツ、フランス、イタリア、カナダ、ロシア、ニュージーランドなどが紹介されているところございまして、少なくとも先進国では18歳未満の婚姻が直ちに性的暴力であるという見方が有力と言われるものではないのではないかと考えられるところでございます。

次に、4点目でございます。4ページを御覧いただきたいと思います。上から14行目、2つ目の○のところでございますが、「強姦致傷とか集団強姦と比べて強姦と強制わいせつだけが非親告罪として残っている合理的理由はあまりない」という記載で、これはもちろん、既にお気付きかと思うのですが、委員の御発言の趣旨から、ここのところは、非親告罪ではなく、親告罪ということで御発言なされたものと考えております。

最後に、5点目でございます。12ページを御覧いただけますでしょうか。下から3行目のところでございます。「9名の裁判員と対峙することの」という記載、②の「被害者が証言する際に9名の裁判員と対峙することの心理的負担が大きい」という記載、これも委員の御発言の趣旨は、6名の裁判員と3名の裁判官といったこととおっしゃったものと考えているところでございます。

この関係では以上でございます。

併せて、もう一点、資料2の関係で、意見の整理、この中で、1の「性犯罪への厳正な対処等」の「強姦罪の見直しなど性犯罪に関する罰則の在り方の検討」という○の2つ目の、「論点の整理、性犯罪に対する」という括弧内の記載がございまして、ここの場面では、委員の皆様から様々な課題の御指摘をいただいているということがございまして、私どもとしては、論点の整理に加えまして課題の整理といったことも記載に加えていただければよろしいのではないかと考えているところでございます。

長くなりましたが、以上でございます。

○辻村会長 どうもありがとうございました。ただいまの御指摘は、例えば資料1につきましては、誤植の指摘も含めてしていただきましたが、議論になるところは後ほどお願いしたいと思います。

資料2につきましては、これもまた、今後、6月、7月と議論していくところでございますが、報告書をまとめるに当たって、論点の整理だけではなくて、課題の整理も行うということでございますね。この点につきましては、この調査会もそのような意識でありますので、また詳細については議論させていただければよろしいかと思っております。ありがとうございました。

それでは、時間どおり進行しておりますので、続いて、資料6に基づきまして、文部科学省から説明をお願いいたします。

○文部科学省 文部科学省の男女共同参画学習課長の笹井でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。本日このような発表の機会を設けていただきまして、大変ありがとうございました。

それでは、資料6を御覧いただきたいと思っております。文部科学省におきます性犯罪の対策の推進等についての説明資料でございますが、文部科学省では、この案件につきましては、男女共同参画基本計画等に基づきまして取り組んでいるところでございます。

まず、資料の1というところを御覧いただきたいと思っておりますが、1つ目の○は、男女共同参画基本計画に関しての周知そのもの話でございます。平成22年の12月に基本計画が、第3次が出されておりますので、昨年2月25日付で、各都道府県、指定都市の教育委員会ですとか、あるいは都道府県知事、国公立大学長等に周知しているところでございます。

この中で、特に今回の男女共同参画基本計画の中で、セクシャル・ハラスメント防止対策の推進でございますとか、あるいは子どもが暴力の被害者、加害者になることを防ぐ取組の推進ということが特に強調されておりますので、このことに関しても、この通知の中で明記いたしまして、それぞれの担当の部署でセクシャル・ハラスメントの防止でございますとか、あるいは被害防止ということについての取組の推進を行っていただきたいという形でこの通知で言っているところでございます。

また、この男女共同参画基本計画につきましては、〈補足〉というところの2つ目の「・」にございますような、各種会議での周知ということも並行して行っているところでございます。

次に、2つ目の○でございます。教育職員に対する指導の関係でございます。まず公立学校の関係でございますが、教育委員会に対しましては、〈補足〉というところがございますような通知によりまして、「児童生徒に対するわいせつ行為等については、教育職員として絶対に許されないことであることから、原則として懲戒免職とするなど、引き続き、非違行為があった場合には厳正な対応をすること」でございますとか、あるいは「非違行為の防止について教育職員への十分な注意喚起を図ること」というようなことを指導しているところでございます。

各教育委員会に対しましては、懲戒処分全般の基準の作成ということをお願いしておりますが、この通知の中でもそのようなことについて、この基準の作成、あるいは各教育職員に対します周知ということをお願いしているところでございます。

また、具体的な教員に対します研修につきましては、公立学校につきましては、任命権者が行います初任者研修でございますとか、あるいは10年経験者研修、教員になり立てのときの研

修でございますとか、あるいは10年ごとの、10年を経験した教員に対します研修、こういう中で公務員倫理に関する研修というのが行われておりまして、この中でセクシャル・ハラスメント等についても取り上げられているところでございます。

また、私立学校につきましては、都道府県の私立学校担当部局に対しましても、各種会議等において注意喚起・啓発等を行って、防止についての取組を促しているところでございます。

この資料の裏を御覧いただきたいと思えます。一番上に参考データというのがございますが、これは平成22年度のデータでございますけれども、公立の小・中・高等学校等におきますいせつ行為等を行った当事者として懲戒処分を受けた教育職員の数でございますが、152名となっているところでございます。文部科学省としては、このようなことが発生しないような取組を引き続き行っていきたいと考えているところでございます。

また、大学への働きかけの関係でございますが、その次の○をごらんいただきたいと思えます。国立大学法人等に対しましては、人事院規則の送付でございますとか、国家公務員セクシャル・ハラスメント防止週間に関します資料の送付等必要な情報提供を行っております。また、公私立大学等に対しましても、引き続き防止のための取組を促しているところでございます。

それから、2つ目の大きな内容、被害を受けた児童生徒への支援等ということでございますが、1つ目の○にありますように、学級担任や養護教諭などの学校関係者がメンタルヘルスについての正しい知識を持って適切な対応ができますよう、教職員向けの指導参考資料を作成しているところでございます。

そこに写真がございますけれども、平成23年の8月に「教職員のための子どもの健康相談及び保健指導の手引」というものを作成しているところでございまして、教育委員会を通じて各学校に配布しているところでございます。

また、子どもの心のケアのシンポジウムなども開催しているところでございます。

最後の○でございますが、こういう被害を受けたような児童生徒に対しまして適切な対応ができますよう、児童生徒に対する相談等に取り組みますスクールカウンセラー等の配置を推進しているところでございまして、学校におきます教育相談体制の充実を支援しているところでございます。

文部科学省といたしましては、このような取組を引き続き実施いたしまして、性犯罪への対策の推進に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

資料の説明は以上でございます。

○辻村会長 ありがとうございます。それでは、これまた質疑は後に回しまして、次に移らせていただきます。

次は、厚生労働省、資料7に基づいて御発表をお願いいたします。

○厚生労働省 厚生労働省の雇用均等・児童家庭局の森實と申します。よろしくお願いたします。

私からは、第3次男女共同参画基本計画の第9分野、女性に対するあらゆる暴力の根絶の中の性犯罪への対策の推進への厚労省の取組状況について説明させていただきます。

まず、2ページを御覧ください。基本計画では、⑤の「各種性犯罪への対応」としまして、「教育・研究・医療・社会福祉施設等における指導的立場の者等による性犯罪等の発生を防止するための効果的な対策やこれらの者等に対する啓発を強化する」ということが掲げられてい

るところでございます。これに関連した取組としましては、医療分野におきましては、医師等に対する行政処分の考え方が医道審議会で示されております。そこでは、医師、歯科医師が診療の機会にその立場を利用してわいせつ行為等を行うことは国民の信頼を裏切る悪質な行為であり、重い処分とするという旨が示されているところでございます。

また、医療法の規定に基づきまして、患者またはその家族からの医療機関に関する苦情に対応する窓口として、都道府県等に医療安全支援センターを設置しまして、わいせつ行為を含めたさまざまな苦情の対応も行っているところでございます。

それから、障害者に対する性暴力につきましては、障害福祉サービス事業者等の従事者やその管理者、相談窓口職員等に対する性的虐待を含む障害者虐待防止に関する研修の取組を行います都道府県に対して支援するとともに、国においても、障害者の虐待防止や権利擁護に関して、各都道府県で指導的役割を担う方々を養成するための研修事業を実施しているところでございます。

また、本年10月に施行されます障害者虐待防止法におきましては、市町村や都道府県の障害者の福祉に関する事務を担当する部局等が障害者虐待の通報窓口としての機能を果たすとされているところでございます。

次に、3ページを御覧ください。基本計画で書かれております「被害者への支援・配慮等」に関連して、ワンストップ支援センターの設置促進、それから診断・治療等に関する支援、それから専門家の養成、関係者等の連携等といった項目が掲げられているところでございますが、これらに関しまして、厚生労働省といたしましては、先ほど御紹介ありました内閣府で検討されております「性犯罪被害者ワンストップ支援センターの開設・運営の手引」の作成に当たりまして協力を行ってきたところでございます。この手引の中には、証拠の採取と保全等につきましても記載がなされる予定でございまして、今後この手引がとりまとめられましたら、都道府県等を通じて医療機関に周知を行うということをしまして、ワンストップ支援センターの啓発を行ってまいりたいと考えているところでございます。

また、厚生労働省で開催いたしましたチーム医療推進会議におきまして、チーム医療推進のための基本的な考え方と実践的事例集というものをとりまとめているところでございますけれども、この中でも、暴力被害者支援に取り組んでいる実践的な事例をホームページ等を通じて紹介しているところでございます。

それから、専門家の養成という点では、「看護師等養成所の運営に関する手引き」というものがございまして、その中で助産師の卒業時到達目標に「DV（性暴力等）の予防と被害者相談への対応、支援を行う」ということを設定しているところでございます。

また、医師など精神保健医療従事者に対しましては、性暴力、それからDV被害者等含めたPTSD対策の研修を毎年実施しているところでございます。また、うつ病に対する認知行動療法の普及を図るための研修事業も昨年度開始したところでございます。

次に4ページを御覧ください。基本計画の性犯罪への対策の推進の項目の中には入ってございませんけれども、子どもに対する性的な暴力に対する対策についても簡単に御説明いたします。基本計画では、第9分野の4に、そこにアと書いておりますけれども、「子どもに対する性的な暴力被害の防止、相談・支援等」といったことが掲げられているところでございます。これに対する取組としましては、虐待の早期発見や性的虐待への対応として、まず、児童相談所

職員等を対象に児童虐待に関する高度かつ最新の専門知識と実践的な援助技術が習得できるような研修を実施しているところでございます。

23年度に行いました心理担当の職員に対する研修では、性的虐待への対応といったカリキュラムも含めているところでございます。また、児童相談所中堅職員に対する研修では、性的虐待の理解と対応ということで講義を実施しているところでございます。

それから、DVと児童虐待は併存していることも多いという御指摘もこれまでございましたけれども、婦人相談所と児童相談所の連携を進めているところでございます。実際に婦人相談所と児童相談所との間で何らかの連携をとったという実績は、平成22年度におきましても1,000件程度となっているところでございます。

このほか、性的虐待を受けた児童の早期発見と適切な対応に関する研究を実施しているところでございますが、そういった成果物、報告書については児童相談所等に配布し、情報提供を行っているところでございます。

更に、被害を受けた子どもへの支援として、児童養護施設等に心理療法担当職員を配置しまして、性的虐待も含めた虐待等による心的外傷により心理療法を必要とする児童に対しまして、遊戯療法ですとかカウンセリング等の心理療法を実施しているところでございます。

以上、簡単でございますが、厚労省の取組について御説明させていただきました。

○辻村会長 ありがとうございます。いずれも手短にお話しくださいましたので、時間がかなりございます。これまで6つの部局から御報告いただきましたが、最初の男女共同参画局の報告書も含める時間があると思いますので、一つの部局について平均で7～8分はとれますので、皆様の御質問がまた集中するようでしたら調整させていただきますけれども、最初の御報告から順を追って質疑するというやり方で大丈夫かと考えます。

したがいまして、お手元の資料でございますが、具体的には資料3-1から順次質問を受け付けていくことにしたいと思います。本日の64回の会合自体が、今後報告書をつくり出すときの基礎になります。具体的には資料2でございますが、資料2で大まかな柱が立っております。これまで専門家の方のヒアリングをいただいておりますが、それに加えて、本日は官庁からの御説明を加えていただくという形をとっておりますので、大体この資料2に書いてあることは網羅されたという理解でございます。

報告書策定まであと余り会合の回数が持てませんので、これまでの議論を踏まえまして、足りないところなどを補充しつつ本日の報告に対する質疑という形でお願いできれば幸いです。

最初に、男女共同参画局の方から出されました、この3年に1度の暴力に対する調査報告書について何か御質問ございますか。

どうぞ、林委員。

○林委員 ありがとうございます。この資料3-1の53ページに、表5-6-1の間30の質問があり、「被害にあったことを相談してよかったですか」という質問に対して、総数38名のうち、「相談しなければよかった」が6名あります。38名のうち6名というのはかなり大きな割合だと思うのですが、この人たちがなぜ「相談しなければよかった」と回答しているかというフォローアップはないのでしょうか。

○辻村会長 いかがでしょうか。

○畠山室長 すみません。こちらにつきましては、このデータをとっておるということでございまして、その詳細については必ずしも持っておるものではございません。

○辻村会長 論理的には、圧倒的多数が「相談してよかった」と回答された場合に、相談が必要であるという結論になるのだと思いますけれども、今、御指摘ありましたように、どういう場合にこういう感想がもたらされたのかということの調査は重要です。できれば少しフィードバックしていただければありがたいかなと思います。ほかにございますか。

○山田委員 今の件で、相談先がありますので、よくなかったという人たちがどこの相談先かというところぐらい、多分、データで出ると思うのですが、それは集計していませんか。6名のケースについて。

○畠山室長 申し訳ありません。直ちに手元にはございませんので、ちょっと調査可能かどうか調べて、もし可能であれば、そういったことをまたフィードバックしていきたいと考えております。

○辻村会長 よろしく願いいたします。ほかにいかがでしょうか。

○平川委員 今のところに関連するのですが、警察への相談というのは、前回の調査ではどのぐらいのパーセントだったかちょっと教えていただきたいのですが。たしか増えているのですね。

○辻村会長 そうですね。すぐ出てくるかどうかわかりませんが。

○畠山室長 すみません。今、手元にございませんので、後でお示ししたいと思います。恐縮です。

○辻村会長 この調査につきまして、3年に1回ということで、被害者が3人に1人とかいう記事がマスコミでももう既に出ておりました、かなり反響が出ているようでございます。けれども、せっかく3年に1回調査するのでしたら、表なりつくっていただいて、前回の調査と比べてどこが増えてどこが減っているのかとか、どういう特徴があったかということ、この調査について概要版を出すのみならず、これまでの少し比較のようなこともしていただければよろしいのではないかと思います。これは徐々にしてくださると思いますので、我々の方の要望としてそのようなことも出しておきたいと思いますが、よろしいでしょうか。お願いいたします。ほかにいかがでしょうか。

それでは、男女共同参画局の場合にはまた質疑の機会も今後ございますので、本日は、その他の関係省庁より貴重な御報告をいただいておりますから、そちらに移らせていただきたいと思っております。内閣府の資料3-3の方ですね。共生社会政策の方ですが、犯罪被害者担当の方についてはいかがでしょうか。

どうぞ、番委員。

○番委員 被害者の関係で、ワンストップ支援センターの設置促進ということ、そのために手引をおつくりになる、これはわかるのですが、本当にすぐにも必要だという状況になっていて、手引をつくって、それが促進になるのか。よく手引はおつくりになるのですけれども、私も別の手引でかかわったことがあります、そういうことではなくて、どこがどのようにやったらいいのか。最後に女性の関係は出ておりますが、やはり基本的には政府が旗を振ってやっついていかないと多分難しいだろうし、多くの人をそれこそボランティアで力を頼らざるを得なくなってしまうということになります。これは質問というよりは意見なのですが、もうこう

いう状況ではなくて、実際には、トップダウン的につくらなければいけないという発信をしていただきたいというのが私の意見です。

○辻村会長 いかがでしょうか。

○内閣府 御意見ありがとうございます。おっしゃるとおり、ワンストップ支援センターにつきましては、いろいろなところで作る必要があるという御意見をいただいております。今回、この手引でまとめさせていただきましたものは、当然、手引にしました、以上、終わりというのではなく、引き続き、こういう支援センターをつくっていかなくてはいけないのだという動きを止めるものではございません。ただ、現状、その地方でいろいろなばらつきがある、そのばらつきの中でこういう支援センターが必要なのですよという共通認識からやはりスタートしなければならないものであろうと思っております。そして、各地域の実情、その資源に応じて、できる資源を最大活用して行って、有効な支援センターができていくよう今後もフォローアップしていきたいと思っております。

○辻村会長 ありがとうございます。私からも関連質問させていただきたいのですが、厚生労働省の方で、先ほどこの問題に言及されましたね。3ページ目の取組内容の一番上の○にございますが、厚生労働省がかかわっているのは、この手引をつくることへの協力なのですか。手引をつくることへの協力にとどまっているのか、それ以外に、このワンストップセンター設立・開設に関連する協力というものがあるのか。もっと具体的に言いますと、最初のこの犯罪被害者等推進室の方では経費がネックであるということをおっしゃって、民間の助成金とかそういったものしかないというふうな、少し寂しくなるような御発言がございましたので、それについて厚生労働省とかはどのようにお考えなのかということをお伺いしたいと思います。何かございますか。

○厚生労働省 厚生労働省の医政局でございます。

今、御質問いただきましたワンストップ支援センターへの厚生労働省のかかわりでございますが、まず、手引という意味では、厚生労働省からも3名の担当官、委員として参画させていただきまして、さまざまな観点から知恵を出させていただいたところでございます。

と申しますのが、内閣府だけで物事を進めようとしたとしても、実際に協力可能な医療機関とはどういうことかとか、あるいは性犯罪に遭われた方にどのようなケアができるのかとか、さまざまな点でいろいろ難しいところがあるかと思っておりますので、厚生労働省としても協力させていただいたところでございます。

また、それとは別に、男女共同参画計画上には、厚生労働省においてワンストップ支援センターに協力可能な医療機関、そういったものについて連携を促すと申しますか、そのような規定がございます。先ほど森實の方からも御説明申し上げましたが、そういった規定にのっとりまして、厚生労働省においても、ワンストップ支援センターにはどのみち医療機関のかかわりが必要になってまいりますので、その医療機関について協力を今後お願いしていくものと考えております。

最初に協力可能な医療機関というのを私どもの方でもお願いしようと考えたのですが、そもそもワンストップ支援センターに求められる機能とか、あるいは医療機関のかかわりというものが具体的にどういうものかというのが煮詰まってこない、そういう通知や、あるいは周知というものを関係会議でも、医療機関としても、ではどうやって一体我々は協力したらい

いのだというのがなかなかわからないものですから、今回私ども関係省庁として協力させていただいた中で、出来上がった手引を関係団体や都道府県を通じまして周知させていただいて、今後協力を行っていきたいと考えております。

○辻村会長 私が最後に質問したところですが、経費との関連ですね。助成金等というのが出ておりますが、これについてはどのようにかわられるのでしょうか。

○厚生労働省 経費という点では、大変難しい問題があると考えております。というのは、都道府県のさまざまな医療機関があるかと思うのですが、その医療機関全部が性犯罪被害のための取組をされるものでもないと考えているからです。

現在、警察庁からも資料を用いての説明があったと思うのですが、既に地域の産婦人科医会と警察庁でさまざまな性犯罪被害に対する取組のネットワークというものが出来上がっております。また、今回、内閣府からも、手引をとりまとめる中で活用し得る助成金のようなものの例示がございました。今後、私ども厚生労働省といたしましても、内閣府と一緒に、どのような対応ができるのかということについて、今行われている取組の中で引き続き検討していく必要があると考えております。

○辻村会長 ありがとうございます。検討だけでなく、対応もしてくださるということだと思いますので、よろしく願いいたします。ほかに。

○種部委員 今の点に関係あることで、くどいようですけれども、経費のことです。前回のときに、韓国でのワンストップの例を聞きましたら、暗数を減らすための努力として、被害届けを提出するしないにかかわらずすべての人を受け入れ公費による医療の助成が行われるからこそ、たくさんの方が来るということをしていました。

そうなりますと、被害届を出す意思を持っている方については、いろいろ実際の運用上は問題があるものの、警察庁で今やっぴらっしゃる犯罪被害者への給付請求が可能だと思うのですけれども、被害届を出す意思がなく来た人の医療費というのをどうしていくのかとなりますと、これはかなり大きな人数と費用負担になると思います。それを公費でいくのか、あるいは診療報酬の中で、これはもちろん自由診療になりますので、厚生労働省の範囲ではないと言われるかもわかりませんが、何らかの形でやらなければ、このセンターは実質運営は不可能だと思います。

実際、SACHICOの場合は、お金がない場合への対応として基金をつくり、民間からの寄附金に頼ってやっている状況だと思うので、これでは持続可能とはとても思えません。その辺について、どちらの方からお金を出していただく考えがあるのか、意見を聞かせてください。

○辻村会長 御意見はございますか。

○厚生労働省 厚生労働省でございます。

ワンストップ支援センターの経費ということで今お話がございましたのが、公費なのか、それとも診療報酬なのか、そういったさまざまな取組がないと、被害に遭われた方がなかなか金銭的にも苦しいし、またそういうのを受け入れる医療機関が経営的にも苦しいというような御示唆だと思います。

こういった問題につきましては、他省庁の取組を申し上げれば、そもそも申告を実際にされて、警察に御相談ということがあれば公費が出るというふうにも伺っております。ただ、なかなか警察への御相談というのが難しいという中で、いわゆる通常の医療行為であれば診療報酬

で評価される話ではあるのですが、自由診療になるとなかなか難しい問題があるとは考えております。

厚生労働省、特に医政局といたしましては、医療機関の経営が、そういういい活動、非常に公共性の高い活動を行うことによって圧迫されてしまうのは大変なことだと考えておりますので、そういうことがないように検討していく必要はあると考えております。

○辻村会長 ありがとうございます。平川委員。

○平川委員 今の経費のことにかかわるのですけれども、内閣府の方から活用する助成金が具体的に示されたということは非常にありがたいし、民間団体としては少し力になると思うのですね。ワンストップセンターというのは、支援員のコーディネーター機能があつてのワンストップセンターなので、是非この辺りを具体的にお考えいただきたいと思っております。今日出た、この納付金による犯罪被害者支援団体への助成というのをもう少し具体的に、何か日程があつたり、こういうことがあるのだということがあつたらお聞かせいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○内閣府 預保の動きの関係につきましては、現段階では、犯罪被害者支援の方へのお金を、今まで 100%留保していたのでお金が動かせなかったのですけれども、その留保金額を下げましてお金を使えるような形での省令ができました。

ただ、すみません。この実際の運営、担い手、実際にどのように助成を出していくのかという機関の選定を今行っているところでございまして、この選定が行われた後に、具体的にその団体、実際にやっていただく機関との関係で、こういう形で運営していってくださいねというお約束事項を決めて運営に当たるということです。今それを具体的にタイムラインで示すのは、実際はこれは金融庁の所管になるものですから、私どもの方でタイムラインを示すわけにはいかないのですが、現状としては、その基金のお金を支援団体に落とすという実際のオペレーションをやるところを選定している作業をしているところでございます。

○竹信委員 手引をつくるということですが、どのように配布して、どうすると最も効果があるのかということをおちょっと御説明いただきたいのです。手引つくってやった、終わったということで、どこにもまかれないとか、死蔵されているとか、余りにもほかの件では多過ぎるので、せつかくこれをメインのものにどうもしているようなので、だったらどのようにこれを生かせばそういったインセンティブがつけられるのかということを一言だけ教えていただければと思います。

○内閣府 現在考えておりますのが、地方公共団体や警察、それから関連医療機関、民間支援団体に配布、お渡ししていくというのがありますが、当然これはホームページにもアップして、公表ベースで機会あるごとに、こちらを御覧になってくださいというような活動はさせていただき予定でございまして。

○辻村会長 よろしいですか。

それでは、先に進めさせていただきます。次は、警察庁の御報告に対して何か御質問等ございますか。

○小木曾委員 平成 23 年の 4 月から、子ども対象・暴力的性犯罪出所者の再犯防止措置制度というのが始まっているはずですが、これについてはまだ数字はまとまっていないということでしょうか。

○警察庁 数字といいますと、何に対してやっているという数字はございます。先ほどちょっと法務省と説明が重なると思いましたので割愛いたしました。平成23年の4月から、この出所者のうち、これまでは、所在を教えてください、こちらで確認するというだけだったのですが、今度、訪問して面接するという取組をしてございます。これは、1つは、きちんとあなたを見ているということによりまして犯罪を抑止する。それからもう一つ、再犯する場合には、実は自分が社会に入れられていない、誰も相手にしてくれていないということで再び犯行に走る場合があります。ですので、警察の方から行って話をしあげて、そういった形で社会につなげるようにと、こういった観点からやっているものでございまして、現在のところ、数字で言いますと約700人が対象でございます。

ただし、このうちには面接を拒むでありますとか所在がわからないとかいうものもございまして。この約700人のうち、いわゆるリスクが高い者、具体的に言いますと、例えば性犯罪の前歴が複数回あること、それから、先ほど前兆事案のお話をしましたが、子ども女性安全対策班が認知した前兆事案によって我々が警告したり検挙したりする人間、こういった者もございまして、これが半分の約350人でございます。

これにつきまして、まずは一定の期間をめぐりにしてございます。要するに一定の期間で更新するといいますか、検討するというようにしてございます。一定の期間を過ぎまして、更になお再犯のおそれがあるという場合には更新する、こんな形を考えてございます。ですので、これまで現在のところ、解除、要するにもう大丈夫ですと解除したものは約170人おります。ただし、この中には、亡くなられた方、病気になられてもう外を動かない方もおられますけれども、そういった者を含めまして約170人を解除ということをしてございます。これが今の手持ちの数字でございます。

○辻村会長 それでは、原委員、お願いします。

○原委員 先ほどの経費の部分にも絡んでくるようなところなのですが、警察の公費負担制度ですが、これまでも、この専門調査会でも指摘があったように、各都道府県の警察によって、この運用が多少違うようですが、それを統一的にできないのかということ、それと、警察への被害申告はまだまだハードルが高いのではないかと考えています。

具体的に佐賀県で調べたところでは、そういう急性期の医療が必要になったときに、事情聴取をさせてもらって、簡単な事情聴取ですが、その被害が推認できるようであればOKだと。あと証拠採取をすることが条件となっているということなのですけれども、証拠採取もやはりハードルが高いかなと思います。ハードルを下げ方向で、なおかつ全国统一するような運用はできないのかということをお尋ねしたいのですが。

○警察庁 現在、これは県警察に対する補助金という形で各県に措置をしてございます。今ございましたのは、初診料のうちの恐らく証拠採取の部分だったと思います。これ以外に、膣洗浄でありますとか、負傷時の治療であるとか、いわゆる初診時の段階の処置費用を含むということをやっております。これに加えて、診断書の料金、あるいは緊急の避妊の措置費用、それから性感染症の検査費用、人工妊娠中絶の費用、これを公費で負担できるというふうにしてございます。

しかし、先ほど委員から御指摘ありましたように、一部の都道府県におきましては、これは補助金でございますので、更にそれを県の方で予算化するという作業がございます。ですので、

知事部局の予算担当部局の理解が得られないと少し制限がかかります。例えばその例といたしまして、人工妊娠中絶費用の公費負担額に上限があったりします。それから性感染症の検査につきましては、初診時は出ますが、再診時のときは出ない、こういった課題が残っている。これは私どもも認識しております。

これにつきましては、こういった課題を我々も課題として考えてございますので、引き続き、今申し上げた都道府県の予算担当の知事部局、これに対しまして、ちゃんと予算化してくださいよということを言ってまいりますし、併せまして、各医師会でありますとか民間支援団体と協力しながら、なるべくいいように進めていこうと思います。ですので、まず、御指摘ありましたように、なるべくいい水準でとは思いますが、こちらも更に予算要求するというあれがございますので、もう少し各県の努力を見守っていただければと思います。

○辻村会長 どうぞ、種部委員。

○種部委員 ちょっとだけ追加で。診療にかかったお金を償還払いか現物給付かで全然そのハードルが違ってくるわけですが、多くの都道府県は現物というのが多いと思うのです。ただ、現物でやっていらっしゃるところは、後で狂言だったとわかった場合には支給されないという問題があって、医療機関の持ち出しという問題が起きます。逆に、償還の場合は、たくさんいい治療も診断もやってあげて、最後に一旦2万5,000円払ってくださいということとはとても言えない。緊急避妊を含めると4万近くになるわけですが、それはなかなか10代の方には払えないという現状がございます。なので、できれば現物で、かつ給付の条件に合致しない場合でも医療機関からの持ち出しをなくす方向で考えていただきたい。ワンストップにするなら特にその必要性が高いと思うのですが、どちらの方向に統一していきたいとお考えでしょうか。

○警察庁 そこはまさに現場の、両方とも特質があるかと思います。ですので、このところにつきましては、私どもといたしましては、よく都道府県の話聞いて、多分、どちらに統一しても若干救えないものが出てくる、デメリットが出てくるということかと思いますが、多数決というわけにはいきませんが、一度各県の状況を聞いてみまして、それで、こんな形ですというところからちょっと方向性を探ってまいりたいと思います。

○辻村会長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

あと、私の方で、4-3の資料のところ、性犯罪被害110番というのが警察庁のホームページに掲載ということだったのですが、ホームページ掲載だけで、とてもではないですけども、不足だと思うのですが、それ以外にはどのような。

○警察庁 これはたまたま代表として挙げたものでございまして、各都道府県警察におきましては、この手のいわゆる犯罪被害の相談を受けるところに大体この番号をすぐわかるように張ってございます。ですので、そういった形もいろいろやってございますということを申し上げておきます。

○辻村会長 ほかにどうぞ。

○森田委員 自分がかかわった事例でよくあるのは、例えば事件の記憶が飛んだりしているほとんど取り上げていただけなくてということが結構あるのですが、ワンストップサービスで一旦受けたものを、警察がこの後サービスを始めるときにかかわっていらっしゃると思うのですが、そういう中で、申告するかしないかということ、非申告でやってほしいですけれども、そういうことがちゃんと進むような援助みたいのところまでかかわっていただけ

るのかというような。ワンストップサービスの中で実際に事例があつて、それがもう一度ちゃんとそういうことを対応しなければいけないという形でもう一度拾われるというルートができるということはないのでしょうか。

○警察庁 大変難しい問題であります。我々としては、どこかの段階で、およそ被害届けが出てこなければ制度に乗せないということまで言うつもりはないのです。ただ、最初の段階で、すなわち、お金を出す段階で、我々が話を聞く段階で、これは性犯罪被害ですかということの確認はどうしても必要になると。その観点からいろいろお聞きしているということになるかと思ひます。ですので、最初、そもそも警察には言わないでという形で相談に来られて、恐らく御質問の趣旨は、それで来られて、少し落ちつかれて、その後、こういったことでいろんな公費の負担も受けたいということになった場合にどうなるかということになりますと、これはいわゆる運用の話として、そこまで認めるか認めないかというのは、最終的に、変な話、会計規則上どうなのかという話になりますので、そのところは十分に余地があるのではないかと考えてございます。ただ、あくまでも個別の事案を見てみないと、対応できるかどうかというのはちょっとわからないかなという感じがいたします。

○森田委員 ワンストップサービスにどのようにかかわってくるのかをできるだけまた具体的なところに、立ち上げだけではなくて、入れてほしいと。

○警察庁 1点だけちょっと。これはいろいろな御意見あるかと思うのですが、我々がワンストップにかかわるといふことの特質がござひます。要するに我々がかかわるといふことで、いわゆる事件前提と思われてしまう。要するに犯罪申告前提と思われる部分があります。我々は必ずしもそういった気持ちでおらないのですが、やはりどうしても、警察が主体になる、愛知の場合は愛知県警でやっておりますけれども、そうなるとうしても、犯罪申告しなければ支援を受けられないと思われてしまう。

この辺りにつきましては、我々だけでどうすることもできませんので、関係のところのお力もいただきながら、ワンストップはそういったことでありませぬよということ、できるだけ広報といひますか、お伝えしていきたいと考えてござひます。

○辻村会長 ありがとうございます。ただいまの問題は、どうしても親告罪か非親告罪かの問題が絡んできますので、法務省の方に移つてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。では、法務省の御報告に対する質疑、これはいろいろメンションがあると思ひますが、個別の資料1についてのコメントの前に、最初に法務省側から御提示されました資料5-1、5-2の法務省側の報告についての質問の方を先にしたいと思ひますが、何かござひますか。

○森田委員 自分もかかわっている部分もあるのですがけれども、5年たつての再犯者率とかである程度検証が進んでいるデータは出ていふのでしょうか。

○法務省 現在、プログラムを実施した者の予後の状況の検証のデータをまとめているところござひまして、今後、その結果を分析して、また出していきたいと思ひますが、今の時点でお示しできるものがござひませぬ。

○辻村会長 ありがとうございます。私も全くその同じ点を伺おうと思つたのですが、これはどういう形でまとめることが可能ですか。プライバシーの問題その他あると思ひますが、抽象的な数字のような形でおまとめになる予定でしょうか。また、それは公開可能なものになつ

ていくのでしょうか。

○法務省 再犯の状況の方で、プログラムを実施した者のデータとその後の再犯の状況のマッチングなどによって検証を行うといった考え方が基本でございます。ただ、その公表の在り方等については様々な問題がありますので、現段階で明確なお答えは差し控えさせていただきますと思います。

○辻村会長 せっかくやっていただいたということであれば、これはしっかり検証していただいて、有効・適切に今後利用したいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

番委員。

○番委員 私も、検証のこと、非常に気になるのですけれども、それ以前に、こういうプログラムは、非常に有効なプログラムと、そうでもないけれども、やらないよりやった方がいいプログラムとたしかあるはずなのですね。アメリカとかカナダでもやっていたらと思う。性犯罪に対する加害者プログラムというのは非常に有効なのでしょうか。もうやっているところでもかなりの成果を上げているとか。あるいは相当進んだ人には難しいけれども、一定の範囲内の方には有効だと言うのか。これは森田先生に伺った方がいいのかもしれませんが。

○法務省 また森田先生からも是非お願ひしたいと思っておりますが、当然、先ほど申しましたように、専門家の方にもお加わりいただいた上で研究会を開催して、海外のエビデンスに基づいて最も有効と思われるものでプログラムを開発したわけですので、当然これが有効に機能しなければいけないと考えてはおります。ただ、申しましたように、実際にこういった形でプログラムの実施を始めてまだ5年余りでございますので、その効果を見た上で更に必要な強化策といったものを今後考えていきたいとは考えております。

○辻村会長 ありがとうございます。

○森田委員 難しい課題なのですけれども、海外のいろんなメタ分析とかを見る限りは、ランダマイズ・コントロール・スタディという、日本ではとてもできないと思っておりますけれども、やった国とやらない国をやるという、二重盲検でやっていたりすると、結局、やった方が効果あるという知見の方が多いということなのですけれども、再犯率をどのようにとるかということも非常に難しいのですが、例えばある期間で20%再犯が10%になるとか、もしくは5%が3%になるとかというようなオーダーですね。もちろん、それだけでも十分ではないと思っておりますけれども、ある程度効果はある、けれども、全体に効果があるわけではない面もあるというところを、本当は本省の方、もう少し説明なされた方が変なバッシングに遭わないと思うのですけれども、だから、何でも効くという話でもないし、でも、やる意味はあると思っている結果だと思いません。

○辻村会長 ありがとうございます。それでよろしいですか。何か補足されますか。

○法務省 御指摘のとおりだと思っております。

○辻村会長 ありがとうございます。ほかにございますか。

それでは、お待たせしました。先ほどの資料1に対する法務省からのコメントで、林委員の名前も出ておりましたので、よろしくお願ひします。

○林委員 コメントありがとうございます。

初めに、若年婚と言われる18歳未満の子どもの婚姻についてでございますけれども、先ほど、国立国会図書館の統計ですと、ほかの先進国でも、16歳、17歳の婚姻はあるのだというお話で

した。ほかの先進国のことをおっしゃるのであれば、夫婦別姓であるとか、婚外差別の撤廃であるとか、日本以外の先進国ではすべてもう実施されていることがなぜ日本でできないのかということをお願いしたいと思います。そしてまた、ほかの先進国に制度が残っているから正しい制度かということでもないと思います。

女性差別撤廃委員会では、18歳未満の婚姻を許している国に対しては、すべてではありませんが、婚姻年齢を18歳にするようにという勧告を行っております。女性差別撤廃条約は、国連加盟国193か国のうち187か国が加盟し、その国際実施機関ですので、そこが出している勧告の内容を国際的に有力な意見というのは間違いではないと私は思いました。

また、この意見を事務局に送る際に、ジョイセフ、日本家族計画協会のニュースレターをファックスでお送りしておりますが、各国がODAを供与するに際して、一つの若年婚をなくすためのインセンティブとして、婚姻年齢が18歳以上の地域に優先的にODAを拠出するといった実践がなされておりますので、その意味でも、16歳、17歳の婚姻は望ましくないと考えられていること、また、ここの部会は女性に対する暴力についての調査会ですので、いわゆるジェンダーニュートラル、性中立的にある制度を見ていくということだけではなく、女性の人権の観点から、望ましくない制度、懸念される制度について発言していくことが必要だと私は考えております。

それから、告訴の制度でございますけれども、御指摘の趣旨はわかりますが、言うまでもないことながら、親告罪になっている事件と詐欺のような非親告罪とでは、告訴を取り消されるかどうかというのが死命を制するかどうかというのは決定的に違うわけですね。不起訴の理由の一つとして告訴が取り消されているからということになるにすぎないケースと、取り消しさえなれば公訴提起を100%されないことが法律上保障されているということは、弁護人や被害者の代理人にとって重みが全く違います。

また、私がここで申し上げたかった趣旨の一つは、被害者が取り消しの選択を迫られることについての批判というのが、最近、被害者団体から強くなっておりまして、この調査会でも、角田由紀子弁護士の論考を読んでくださいとお願いしましたけれども、お金と引き換えに、公判請求されなくていいということの選択、本来、公訴なので、国家が決断しなければいけないことをなぜ被害者がそこで決断させられるのかという不条理に対する批判が出ていますので、そういったことも考えていただきたいと思いました。

最後に、法制審議会で審議すべきことではないかというコメントもありましたけれども、それを言うのであれば、告訴の取り消し制度、非親告罪であるとか、あるいは親子間の性犯罪についての加重処罰であるとか、この資料1の意見の中で出されている極めて多くのことが、法制審議会で議論しないとここで議論してはいけないのかということになってしまいますので、それはこの委員会の役割を低下させると思っていますので、私としては同意できません。

○辻村会長 今、そのような反論と申しますか、御指摘がありました、いかがでしょうか。

○法務省 私のコメントの仕方が舌足らずであったかもしれません。特に最初におっしゃっていた点、1点目の国際的に有力といったところは、また、2点目のそういった御趣旨での発言だということも踏まえた上で確認的に申し上げたところですので、今、林委員がおっしゃったようなお考えを何ら否定するというものではございません。

ただ、この記事を単独で見た場合に、1の点で言えば、各国の状況がどういったものである

かといったことを確認的に知っておいていただきたいということに加えて、もちろん、告訴のところでも、今おっしゃったような状態というのは違う部分があるわけですが、ここでは、「なくなり」というような記載がありましたので、それで完全になくなるといった趣旨でおっしゃったものではないのではないかとといったことでコメントさせていただいたということでございます。

また、この調査会の場で、そもそもそういった御意見を皆さん方が御議論いただくということそのものに対して何らかのことを申し上げようという趣旨ではございませんので、ただ、法務省として法制審の所管のところを立場上確認させていただいたということですので、その趣旨をどうぞお酌み取りいただければと思います。

以上です。

○辻村会長 ありがとうございます。強姦罪の見直し、これは非親告罪の点も含めまして、この問題については、今日は主としては触れないということをおっしゃったかと思いましたが、一応ここでお触れくださいましたので、その限りで御議論をいただいたわけです。

ただ、以前に12月15日の調査会でこの問題については詳細に議論したところでございまして、そのときには、法務省の方の御説明は、親告罪としていることも含めて、現行法を擁護するといえますか、それに対する保護法益の問題なども含めまして、一つの立場というのを貫かれたと私は理解しております。

これについては、議論すればいろいろあるのですが、一言、むしろ教えてくださることがあればお願いいたします。例えば強姦罪について親告罪としていることがそのままよろしいとか、あるいは保護法益については性的自由が変わってきたとか、この前12月15日に法務省の方が回答してくださいました。その際に、根拠が何なのでしょうかという点を、私からも少し質問したのですが、例えば、保護法益が性的自由が変わったと答えられたのですが、これはどこに書いてあるのですか。公式の政府見解のようなものをまとめた何かがあるのでしょうか。これはすべて法務省が考えておられる御意見についてもお伺いしたいなと思っていただければ、何によって政府見解というものが、今この強姦罪について確定されているのか。判例は動きますから、判例によって見解も変わるということなのか、外国の事例も踏まえて検討していると答えになりましたから、それによってまた変わる、要するに法制審議会に行く前の法務省の見解というものが何を根拠にしているのかというのをちょっと教えてほしかったのです。法務省にこの177条の公式のコンメンタールみたいなものが何かあるのでしょうか。

○法務省 今の段階で、61回で申し上げた趣旨というのは、強姦罪の保護法益について国会でお尋ねがあり、一般に個人の性的自由を保護法益としていっていると考えられている旨を答弁させていただいているということでございます。

○辻村会長 何年か前に、ですね。時の政府の見解だと考えていいですね。

○法務省 はい。

○辻村会長 それ以降、例えば政権交代があったり、政党によっていろいろ意見が変わると思えますけれども、それ以後変わったという事実もないということでしょうか。

○法務省 特に、その国会答弁以降、立場や考え方を変えたということではございません。

○辻村会長 わかりました。これについては、また機会がありますので。ほかにいかがでしょうか。

○種部委員 母体保護法について、55回のおきに私は意見を述べたと思うのですが、資料1の2ページ目の一番上の○のところ、法律上は強姦とかDVであっても、妊娠した場合に中絶を受けるときには、配偶者の同意が必要となっております。母体保護法の14条の2項に、強姦の場合は中絶をしていいということになっているのですが、配偶者以外の人から強姦を受けた場合に、配偶者にそれを伝えなくてはならないというハードルが出てきます。

それからもう一つは、DVなんかですと、今回の論点はDVではないですけれども、加害者が配偶者なわけですが、配偶者がノーと言うと中絶ができないということになってしまいます。諸国では、女性の意思だけで中絶ができる方向にいつているかと思うのですけれども、ここに手を加えるというお考えは今後あるのでしょうか、ないのでしょうか、お聞かせください。

○法務省 すみません。この場で、今、御指摘のあった点についてちょっとお答えする用意がございませんので、これにつきましてはまた。

○辻村会長 では、また御検討いただいて御回答いただければと思います。ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、文部科学省が残っております。厚生労働省もありますが、さっき随分答えていただきましたから。では、先に、文部科学省、お願いします。

どうぞ、番委員。

○番委員 ちょっと教えていただきたいのですが、国立大学法人について、以前、国立大学のときは、セクハラ的事件などは、国立大学側代理人としては訟務検事が出てきて対応したのですが、現在、法人になってからは各大学によって大分対応が違います。本当に違います。私、同時に複数件やっているのによくわかるのですが、文部科学省の方には、例えばこういう事案で裁判になりましたということは報告するように指導されているのかどうなのか。それとも、もうどうぞ御自由にという話で余りかかわらないのか、これについて教えていただきたいのですが。

○文部科学省 委員がおっしゃるように、国立大学法人という制度になりましたので、国家公務員のころであれば文部科学省の方で対応するというのもございましたけれども、今は原則として国立大学法人ごとに、セクハラでございませつかそのような事案に関して対応しているというのが事実でございませ。

御質問の、文部科学省の方に報告するのかどうかということに関しましては、今ちょっと手元に資料がございませないので、持ち帰りまして、また回答させていただきたいと思っております。

○辻村会長 原委員。

○原委員 わいせつ行為を行った教員が職場復帰する事例もあるかと思うのですけれども、そのような教員に対する特別な研修制度であるとか再犯防止に向けた研修があるのか、そういうことを考えているのかということと、教育委員会の中だけで問題解決するのではなくて、外部機関との連携とか、そういうことも今後考えていけるのかどうかということもお聞かせいただけますでしょうか。

○辻村会長 いかがでしょうか。

○文部科学省 文部科学省初等中等教育局でございませ。

今の御指摘をいただいた点、まず研修の点ですけれども、原則としまして教育委員会の方で御対応いただいています、懲戒処分の基準をつくるとともに、復帰される教職員であるとか、初任者研修であるとか、基本的な研修につきましても、各教育委員会で整理していただくように毎年通知等で御対応をお願いしているところでございます。

もう一点の関係機関との連携の点につきましては、原則的には、セクハラ等のわいせつ行為とか事案が発生した場合には、教育委員会でまず調査をしていただくようお願いしております、文部科学省としまして、まず学校の設置者である各教育委員会等における調査が原則であると考えておりますが、必要に応じて関係機関等とも連携して対応してまいりたいと考えているところでございます。

○辻村会長 今の点でよろしいですか。

○原委員 具体的に、先ほどの再犯防止の研修というのは、要するに各教育委員会に任せているというような状態ですか。

○文部科学省 そうですね。おっしゃられているとおりでして、各教育委員会の方で取り組んでいただいているところでございます。

○辻村会長 それについてデータはある、すなわち、取り組んでいるところ、取り組んでないところとかは認識していらっしゃるのですか。

○文部科学省 具体的な数字では正確なデータは把握しておりませんが、こういった取組をしているというお話はありますね。

○辻村会長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

○森田委員 ちょっと今の件で言うと、先ほど法務省のあれがありましたが、性的な行為を変えるということはそんな簡単ではないので、もちろん、厳しく処罰するということは大事でしょうけれども、そういう欲求が抑え切れない状況になっている人がいたり、また再犯防止と言われても、もちろん、やりませんと書くでしょうけれども、なかなか難しくなっている場合もあるわけで、そこも、任せて済まないレベルのことかなとは思いますが、是非、実際どういうものを行った方がいいのかということも含めてもうちょっと指針を出してほしいというのが1つあります。それはお願いします。

もう一つは、被害を受けた児童への支援のことですけれども、もちろん、メンタルヘルスの研修を行ったり、スクールカウンセラーということはよくわかっているのですが、性暴力の被害を受けた方に対応するというのはやはり非常に難しい側面を持っていますし、場合によっては、原委員からも出たとおり、直接学校に言いづらかったら他のところを紹介するとかいろいろ、かなり総合的にやっていかなければいけないと思うのですね。それがスクールカウンセラーだけではとてもできないようなことも多いですし、そういうことをどうバックアップするかとか、スクールカウンセラーもどういう資質なり研修なりを終えたことで対応できるのかということについて、もうちょっと踏み込んでそういうことを取り上げていくことはできないのでしょうか。この形だけだとほとんど動いてないと思います。

實際上、例えば教育をして、レーティングバイアス受けているという人が、今、保健の先生のところに相談に行けるかといったらかなり難しいですし、そういうものを受けた側も、どう対応したらいいのか、かなり個人の資質に任されていると思うので、実際にどういう体制を組めばそういうことが少しでも拾えるのかということは、指針なりガイドラインなり、何でもい

いのですけれども、そういうものをもう少し示していただきたいというのがあるのですが、どうでしょうか。

○辻村会長 希望という。

○森田委員 そうですね。

○辻村会長 よろしいでしょうか。

○文部科学省 ありがとうございます。今、委員からもお話ございましたように、個々の例えば教員でございますとか、あるいは養護教諭ですとかスクールカウンセラーが対応するというのはなかなか難しいケースがございますので、学校といたしましては、セクハラですとか、あるいはDVとかも含めまして、集団といいますか、学校全体としていろいろな事案に対応していくというのを、基本的な仕組みとしておりますので、そのような形で行っていく。その際には、DVであれば、関係機関とも連携を図るということも当然ございますので、そのようなことで進めているところでございます。

○辻村会長 ありがとうございます。

○森田委員 それは、どのように対応したのかのデータみたいなものや、実際にどのようにつながったとか、そういうことも是非調査してほしいと思います。

○辻村会長 よろしく願いいたします。

それでは、厚生労働省ですけれども、先ほど随分質疑に加わっていただきましたので、時間的には、ほかに1点ぐらい御質問があればということにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○種部委員 3枚目になると思うのですけれども、助産師の卒業時到達目標にDVなどについての教育をすると書いてあるのですが、これはなぜ助産師だけに限ったのでしょうか。多分、実際には、医療機関の中には助産師のいない産婦人科もあると思いますし、一般の公的病院ですと、救急対応というのは看護師が行っていると思うのですが、看護師というのはこの中に入らないのでしょうか。

○厚生労働省 今、御質問いただいた件でございますが、厚生労働省医政局の方から御回答申し上げます。

皆様御案内かも知れませんが、看護師が追加的教育を受けることで取得可能な資格として、助産師や、あるいは保健師という資格がございます。先生御指摘のとおり、一義的には看護師が性犯罪被害、性暴力被害の方に対する対応をできるというのが当然望ましいわけですが、他方、看護師が学ばなければならないことも種々ある中で、さまざまな看護師がすべてできなければならないこととして入れるということについてはなかなか議論があるところでございまして、他方、その追加的な教育を受けた助産師については、少なくともこういった素養について身につけなければならないということで、医政局の看護課長通知の方で、助産師のやらなければならないこととして定めているというところでございます。

○辻村会長 よろしいでしょうか。

それでは、時間の関係もありますので、質疑、意見交換をこれで打ち切りたいと思います。

本日は、非常に短い、限られた時間でございましたが、簡潔に御報告いただきまして、関係省庁の方々、どうもありがとうございました。重要な論点について議論ができたかと思えます。これは今後この資料2において準備中でございます報告書の中に、本日の審議なども加えて、

また資料なども加えさせていただいて、非常に充実した報告書をつくっていきたいと思いますので、今後ともよろしく、省庁の方には御協力をお願い申し上げます。

それでは、最後でございますが、資料 8 ですね。これは前回、第 63 回の議事録でございます。これにつきまして御承認いただければ、これをホームページで公表いたしますが、これでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○辻村会長 ありがとうございます。

それでは、この 63 回会合の議事録につきましては、速やかにこれを公表することといたします。

では、そろそろ閉会になりますが、次回について、事務局から御連絡をお願いいたします。

○畠山室長 本日はありがとうございました。次回ですけれども、6 月 4 日、月曜日、10 時半から 2 時間、12 時半まででございます。今回と場所がまた変わりますして、永田町合同庁舎第一共用会議室での開催を予定しております。次回の内容は、報告書の構成と案文についての検討を予定しております。よろしく申し上げます。詳細につきましては別途御連絡します。

なお、最初にも申し上げましたけれども、本日の配付資料 3-3 につきまして回収したいと考えておりますので、恐縮ですが、お席のテーブルの上に残しておいていただければと思います。よろしくようお願い申し上げます。

以上です。

○辻村会長 どうもありがとうございました。

それでは、ちょうど時間どおりでございますけれども、第 64 回の専門調査会を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。